

付属書類2

控訴院

出向機関

199 年および199 年

裁判所の長の評価 および事前面談用のレジエメ

姓： _____ 夫の姓： _____
通常用いる姓： _____ 名： _____
家族状況： _____
従事する職務： _____ 裁判所： _____

司法官の活動についての記述

(裁判所の長が当該司法官による記述に完全に同意しない場合にのみ、その長が記述すること)

本文書は、控訴院長、局長または部長によって記入されるもので、四つの項目に分割され、最後に一般的な評価が書かれます。

それぞれの項目について、実業による評価と、表によって示される評価を行うものとする。

以下にいくつかの項目について説明を行う。

各項目は、五段階評価があり、これは全司法官を対象に記入されなければならない。「情報なし」というのは、ごく例外的な場合（ごく最近活動があった場合、当該職務に委任された場合）にのみ用いられるものである。

表1-1a、1bにおいて、「絶望または権限に応じて」という記載がなされている項目は、その項目が、すでに明らかになった、司法官が行なうべき職務または権限に該当する場合にのみ記入される。

I-A. 一般的な職業能力

判断力：適当な考察期間を経て、ゆだねられた紛争を解決し、その解決に属する手段を講じ、または、事件についての指示をなす司法官の能力である。

聴取・交渉能力：この基準は、特に、その職務の履行における、他人とりわけ訴訟当事者に対する、社会的、任意力および敬意の払い方を含む。

新しい任務に就く適応力：この基準により、特に、司法官の配置転換、その任務の横断上または縦断上の変化、立派または昇進の職務、新しい職務、予想しえない状況などに順応する能力を評価することができる。

I-B. 標準上および技術上の職業能力

法律知識を適用する能力：この基準により、憲法上および法律上の状況を分析・評価する能力、適切な経路によって問題を解決する能力を把握することができる。

法廷における弁論の準備または法廷での発言能力：この項目により、明瞭かつ平易に説明し、事件の様々な側面を明らかにし、弁論を準備し、適切に介入をする能力を評価することができる。

会議の指揮能力：この基準は、特に、中央官庁、出向地または裁判所において行なわれる、非裁判官的性質の活動に適用される。

一件記録の作成・管理力：この項目は、一件記録を作成するよう求められている裁判官および検察官に適用され、一件記録を、明確に、論理的に、使いやすきように作成する能力を対象とする。

II. 態度能力および指導能力

部下の活動を指導し、配・期許する能力：この項目により、指導を得てまたは必要な場合には意見を承認させて指導に対する理解を行なう、司法官の能力を評価することができる。

責任を規定し、必要な人的物的手段を決定する能力：この項目は、特に、行政上の責任を負い、または、これを負う可能性のある司法官に該当する。

III. 職業上の義務

公事の厳格な遵守：この項目により、司法官が最もの状態に陥った事件を、質的および量的に迅速する能力を評価することができるはずである。

職務の従事と向上：この項目は、職業教育が必要な場合において、司法官がその知識または作業方法を更新または向上するために行った行動または活動の評価することを目的とする。

他の機関との職業上の関係：この項目は、司法官が、その職務あるいは権限に応じて、裁判所検事、警察、憲兵、行政機関、地方公共団体、社会福祉団、福祉サービス団体などとの間に有する職業上の関係の質についての評価を対象とする。

I-A 一般的な職業能力に関する文章による評価

I-B 法的および技術的な職業能力に関する文章による評価

II 整理能力および主宰能力に関する文章による評価

III 職業上の職務に関する文章による評価

一般的評価：
(特に、教育の必要性と可達性が裏付けを有している範囲について)

I-A 一般的な職業能力

	秀逸	優	良	可	不可	不明
決断力						
実務および判断力						
規律力および自覚心						
責任感						
聴取・交感能力						
進取の精神						
新しい状況に対する順応力						

I-B 法律上および技術上の職業能力

	秀逸	優	良	可	不可	不明
法律の知識の正確性と多様性						
法律の知識を活用する能力						
統合力						
文章表現能力						
その職務または権限に応じて：						
法廷における弁論の指揮能力または口頭での指示能力						
会議の指揮能力						
一件記録の作成・指導力						
業務が行なわれる分野の社会経済情勢についての認識						

II 整理能力および主導能力に関する文章による評価

	秀逸	優	良	可	不可	不明
業務の遂行における整理能力						
その職務または権限に応じて：						
個々の行動を指揮し、部・裁判所を主導する能力						
権限を行使する能力						
管理能力（金銭、不動産、施設等）						
目標を設定し、必要な人的物的手段を決定する能力						

III 職業上の職務に関する文章による評価

	秀逸	優	良	可	不可	不明
職務に対する柔軟性と忠誠心						
仕事の能率と効率						
裁判所の全般的な運営と活動への関心と歩調						
知識の活用と向上						
裁判所書記官への関与と公務員との関係						
司法官との職業上の関係						
他の機関との職業上の関係						
部、裁判所または司法機関を代表する能力						

奉前筆飲用のレジュメ
(階級上上位にある者によって作成される)

作成者 姓： 名：
身分： 職名：

確認者： 関係司は宮のサイン：